



# 会津大川だより

**現在の状況**  
 (R8・4・1現在)

- 組合員数 1,598人
- 総地区面積
  - 田 2,091ha
  - 畑 338ha
  - 合計 2,429ha

発行/水土里ネット会津大川(会津大川土地改良区) 発行人/理事長 松崎 佐吉 編集/水土里ネット会津大川事務局



本郷地区(駅前)転落防止柵設置工事

**目次**

- 理事長挨拶、通常総代会..... 2
- 令和8年度一般会計収支予算..... 3
- 令和7年度工事報告・本田地区ほ場整備状況..... 4・5
- 土地改良区からのお知らせ..... 6

**住 所**  
 〒969-6101  
 福島県大沼郡会津美里町字駅前2616番地

**電 話** 0242-56-3030

**F A X** 0242-56-3080

**E-m a i l**  
 aizuooka@atlas.plala.or.jp

**H P** <https://aizuookawa.jp>

組合員の変更や土地の貸し借り等の申請書類は  
ホームページからダウンロードが可能です。

皆様に水路に関する情報(断水、工事箇所)等を発信していきます。詳しくはホームページをご覧ください。

会津大川土地改良区

検索



## ～ ご挨拶 ～



理事長 松崎 佐吉

会津大川だより第45号の発行にあたり一言ご挨拶申し上げます。  
組合員の皆様におかれましては、本土地改良区の業務運営や各種事業推進に格別のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

このところニュースでとり沙汰されておりますように中東情勢の悪化により原油価格が高騰しており、燃料価格や農業資材の価格高騰による生産費の増加、そして農業従事者の高齢化や担い手不足など地域農業を取り巻く環境は厳しい状況が続いております。昨年より米の取引価格が大幅に上昇し本年以降の米価がどのように推移していくのが危惧されているところですがいずれにしても農業経営にとっては依然として厳しい状況にあります。

農家が安心して営農を継続出来る支援対策を示して頂けるよう土地改良区でも関係機関を通して政府に働きかけていきたいと思っております。

去る3月18日に令和8年通常総代会が開催され、令和8年度事業計画及び一般会計予算等7案件を提案し、慎重審議の上全議案可決決定を頂きました。総代会の決定に基づき諸事業を進めて参ります。

主な事業としては、県営1・5号水路改修工事、福光地区排水路布設替工事、本田地区の中間管理機構関連農地整備事業、小松地区水路内面補修工事などとなっております。また、管内の施設の老朽化等により、各地区からの工事の要望箇所につきましても、限られた予算の中ではありますが、市・町等の補助事業を活用しながら、極力実施して参りたいと考えております。

終わりに、前段でも申し上げました通り農業を取り巻く環境は、依然として厳しい状況にはありますが、本土地改良区の使命達成のため、役職員一同さらに努力してゆく所存でありますので、尚一層のご支援、ご協力をお願い申し上げ挨拶とさせていただきます。

## 国営会津南部農業水利事業 完工式

平成27年度より進めて参りました国営かんがい排水事業が11年の事業期間を経て、今年度完了の運びとなりました。昨年の11月21日には東北農政局主催による完工式と促進協議会主催の祝賀会が執り行われたことをご報告致します。組合員の皆様方には多年にわたり、ご協力を頂き誠に有り難うございました。



## 令和8年3月通常総代会が開催されました。

令和8年3月18日(水)午後6時30分、北会津公民館に於いて通常総代会が開催され、下記議案及び報告事項が提出されました。議長には会津美里町橋爪地区の吉原延幸総代が選出され、慎重審議の上全議案原案通り可決されました。可決された議案は次の通りです。

- 令和7年度一般会計収支補正予算の専決処分に係る承認について…………… 1件
  - 令和7年度一般会計収支補正予算案について…………… 1件
  - 令和8年度事業計画について…………… 1件
  - 令和8年度賦課金徴収について…………… 1件
  - 令和8年度一時借入金の限度額について…………… 1件
  - 過年度発行賦課金の不納欠損処分について…………… 1件
  - 令和8年度一般会計収支予算について…………… 1件
- 監査結果の報告について



通常総代会の様子



議長 吉原延幸総代 (橋爪地区)

令和8年度

## 一般会計収支予算

収入	科目	金額 (円)	備 考
	土地改良事業収入	67,370,000	経常、償還特別賦課金、転用決済金、負担金
	附帯事業収入	100,000	土地改良施設使用料、手数料
	特定資産運用収入	190,000	受取利息 (特定資産分)
	補助金等収入	13,715,000	国県市町補助金
	交付金収入	18,000,000	土地改良施設維持管理適正化事業
	寄附金収入	1,000	
	業務受託料収入	8,622,000	換地業務受託料 (本田地区)、会津南部土地改良区連合からの受託料 (馬越頭首工、大川幹線用水路、水管理システム点検)
	雑収入	330,000	受取利息配当金、過怠金、過年度収入
	借入金収入	10,000,000	一時借入金
	特定資産取崩収入	114,100,000	財政調整積立、施設更新積立 (国営会津南部地区積立・県営1・5号水路改修積立)・建物等更新積立
	繰越金	15,672,000	前年度繰越金
合 計	248,100,000		

支出	科目	金額 (円)	備 考
	土地改良事業費支出	60,670,000	管内施設修繕費、施設管理委託費、適正化事業拠出金等
	一般管理費支出	42,340,000	運営事務費、事務所費
	土地改良事業負担金支出	92,894,000	国営会津南部地区負担金、県営1・5号水路改修分担金、事業賦課金 (会津南部土地改良区連合)
	借入金返済支出	10,618,000	本郷南地区年次償還元金、一時借入金返済元金
	支払利息	57,000	本郷南地区公庫資金支払利息、一時借入金返済利息
	固定資産取得支出	25,200,000	土地造成、書庫建設、器具備品費用
	特定資産積立支出	9,260,000	各特定資産への年度積増分
	雑支出	2,000	
	予備費	7,059,000	
合 計	248,100,000		

## 令和8年度 経常・償還及び特別賦課金明細表

内 訳	賦課種別	10a当たり 賦課金 (円)	賦課面積 (ha)	賦課金総額 (円)	賦課 期日	納入期限	最 終 償還年度	備考
一般会計	経常賦課金	田 3,000 畑 500	2,091.7 338.6	62,751,000 1,693,000	R8. 7. 1	R8. 7. 22	-	
一般会計 本郷南地区	償還特別 賦 課 金	田 4,500 畑 4,500	14.6	658,000	R8. 7. 1	R8. 10. 21	令和9年度	元利金

**賦課金は納入期限までに納入のご協力をお願い致します。**

# 令和7年度諸事業による工事報告

令和7年度会津若松市単独補助事業「農業用排水施設維持管理事業」〔補助率〕市50% 改良区50%



蟹川地区ゲート設置工事



本田地区水路内面補修工事



鷺林、二日町、下米塚地区  
水路目地補修工事

令和7年度会津美里町単独補助事業「土地改良事業」〔補助率〕町50% 改良区50%



八重松ため池土砂浚渫工事



馬越地区排水路布設工事



橋爪地区水路嵩上げ工事



大石地区柵渠補修工事

令和7年度土地改良区単独補助事業

令和7年度国営造成水利施設管理  
強化事業（整備補修）

〔補助率〕国50% 県25% 市25%



中荒井地区ゲート設置工事



西後庵地区土留鋼板設置工事



福永地区側溝嵩上げ工事



小松地区水路内面補修工事

令和7年度土地改良施設維持管理適正化「防災減災等強化事業」〔補助率〕国50% 県20% 市3%

施工前



施工後

下荒井地区揚水機交換工事

# 県営水利施設等保全高度化事業

北会津幹線5号水路改修工事〔補助率〕国 50% 県 29% 市 6.3%

施工前



施工後



# 本田地区農地中間管理機構関連農地整備事業

換地計画原案公表



施工前



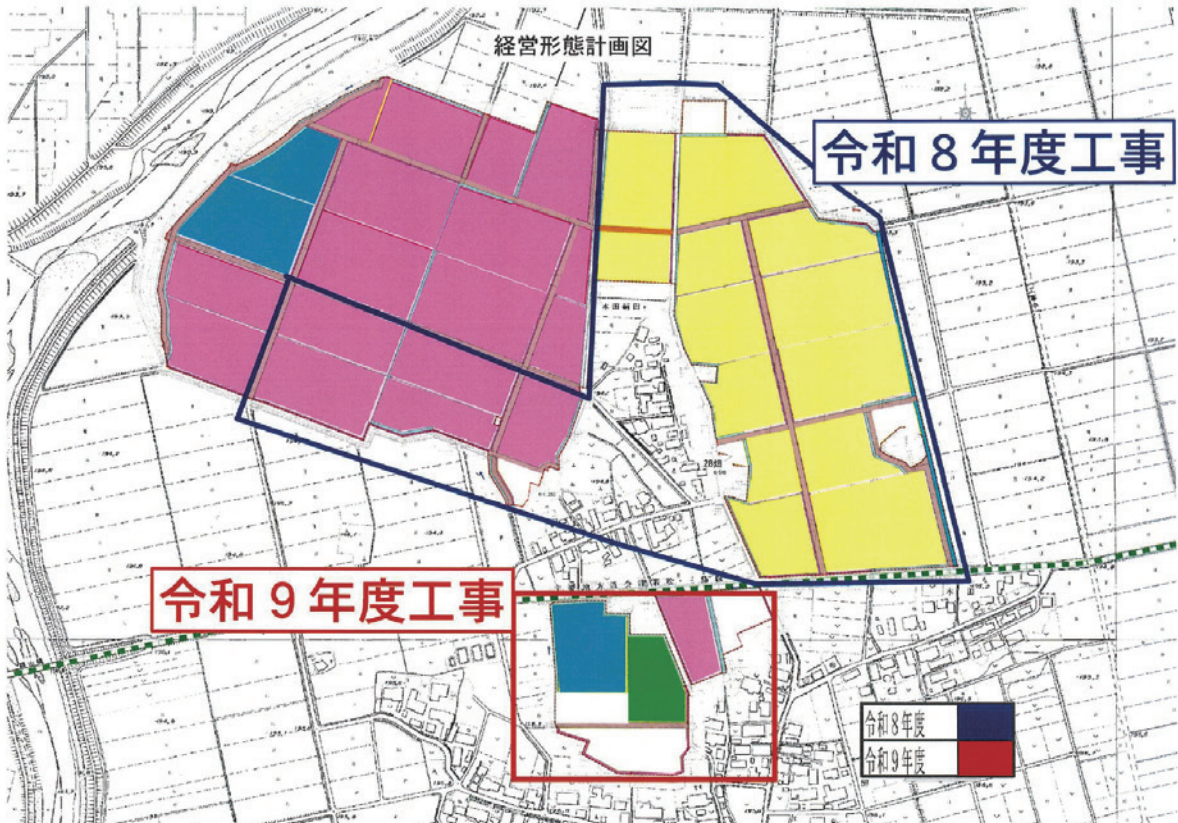
施工後



施工後



↑  
工事実施の予定



予算の都合及び現場環境の状況、営農計画の状況により前後する場合があります。  
工事期間中、地域の皆さまにはご迷惑をお掛けしますが、ご理解とご協力をよろしくお願いします。



# 手続きはお済みでしょうか。

次のようなときは、必ず土地改良区に届け出をしてください。

## ◎組合員の資格に異動があった場合

- 農地を売買又は交換したとき、又は相続、贈与されたとき。
- 農業委員会等で農地を賃借したとき、又は解約したとき。
- 農業者年金の受給又は老齢等で後継者に経営移譲するとき。
- 組合員が亡くなられたとき(名義変更)又は、組合員の住所や電話番号が変わったとき。

## ◎農地を転用する場合

- 農地を農用地外(宅地等)に転用するとき(農地転用に関する届出)。
- 公共用地(道路・河川等)に買収されたとき。

## ◎土地改良施設等を使用したい場合

- 用排水路に橋を架ける。
- 合併浄化槽処理水を水路に放流する。

※毎年度の5月15日現在の土地原簿の面積及び組合員に賦課金を算定しますので、上記の異動がある場合は忘れずに届出を提出してください。

※農地転用や公共事業による買収で地区除外をされる場合は『決済金』の納付が必要となります。

**【ご注意】市町村や農業委員会、法務局等の公共機関で土地の権利移動の手続きを行っても直接土地改良区に届け出をしなければ組合員台帳の修正は行われません。**

## 注意！ 滞納賦課金は、新資格者が継承します

滞納賦課金がある土地を取得すると土地改良法第42条(権利義務の継承及び決済)の規定に基づき、「**新しい権利者(土地購入者)**」に滞納賦課金の支払い義務が生じます。

資格取得の際はその後のトラブルを避けるためにも、必ず土地改良区に確認されますようお願い致します。十分にご注意して頂くよう宜しくお願い致します。

## 経常賦課金と特別賦課金を一緒に発送しております。

### 納入期限

- ◎令和8年7月22日(経常賦課金)
- ◎令和8年10月21日(特別賦課金)

※10月の賦課金は、本郷南地区償還特別賦課金のみとなっております。

※口座振替で納入頂いた方の領収書は、特別賦課金分を振替後に併せて区長配布又は郵送にてお届け致します。

## 新規採用

令和8年4月1日付

ホシ カイト  
星 海登



地域の農業と豊かな環境を守る一助となれるよう感謝の気持ちを忘れず精一杯頑張ります。

## 水路の破損事故と水路内への不法投棄等について

交通事故等で水路が破損した場合は、速やかにご連絡ください。事故者不明の場合は土地改良区負担となる為所有者、近隣区長さんからの連絡もよろしくお願い致します。

また近年、水路へのゴミの不法投棄が多く確認されています。刈り取った草やペットボトル、野菜くず、ビニール袋等を水路に捨てると下流で水が溢れる原因になります。ゴミを捨てないようにご協力をお願いします。

